1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

- 2. 重要な会計方針
 - (1)棚卸資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法による原価法によっている。
 - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算目の市場価格に基づく時価法
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、建物付属設備、構築物、車輌運搬具、器具及び備品、ソフトウェア 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについて は定額法によっている。
 - ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (4) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金

職員に支給する夏季賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額及び対応する社会保険料の額を見積り計上している。

• 退職給付引当金

群馬県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額 に相当する金額を計上している。

(5)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

常勤職員について、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉施設等職員共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類 (第一号の第一様式、第二号の第一様式、第三号の第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表 (第一号の第二様式、第二号の第二様式、第三号の第二様式) を省略する。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号の第三様式、第二号の第三様式、第三号の第三様式)を省略する。
- (4)公益事業における拠点区分別内訳表(第一号の第三様式、第二号の第三様式、第三号の第三様式)を省略する。 当法人では、収益事業を実施していない為省略する。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 清風園拠点区分(社会福祉事業)

- 「本部」
- ・「特別養護老人ホーム清風園」
- · 「清風園短期入所生活介護事業」
- 「デイサービスセンター清風園」
- · 「清風園居宅介護支援事業」
- 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	374, 918, 000	0	0	374, 918, 000
建物	335, 129, 792	2, 354, 550	24, 859, 111	312, 625, 231
合 計	710, 047, 792	2, 354, 550	24, 859, 111	687, 543, 231

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	954, 592, 569	641, 967, 338	312, 625, 231
小 計	954, 592, 569	641, 967, 338	312, 625, 231
その他の固定資産			
建物	5, 941, 805	3, 531, 353	2, 410, 452
構築物	91, 277, 720	54, 983, 642	36, 294, 078
機械及び装置	9, 072, 702	9, 038, 880	33, 822
車輌運搬具	13, 596, 035	13, 596, 028	7
器具及び備品	80, 180, 708	63, 862, 667	16, 318, 041
小 計	200, 068, 970	145, 012, 570	55, 056, 400
合 計	1, 154, 661, 539	786, 979, 908	367, 681, 631

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

u

	債権額	徴収不能引当金の当期 末残高	債権の当期末残高
事業未収金	61, 444, 419	0	61, 444, 419
合 計	61, 444, 419	0	61, 444, 419

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記 (清風園拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1)棚卸資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法による原価法によっている。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、建物付属設備、構築物、車輌運搬具、器具及び備品、ソフトウェア 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについて は定額法によっている。
 - ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

- (3) 引当金の計上基準
 - 賞与引当金

職員に支給する夏季賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額及び対応する社会保険料の額を見積り計上している。

· 退職給付引当金

群馬県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額 に相当する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

常勤職員について、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉施設等職員共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類、サービス区分

当拠点区分において、作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 清風園拠点計算書類 (第一号の第四様式、第二号の第四様式、第三号の第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩)は、子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施していない為省略する。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3⑩)
 - ア 本部
 - イ 特別養護老人ホーム清風園
 - ウ 清風園短期入所生活介護事業
 - エ デイサービスセンター清風園
 - 才 清風園居宅介護支援事業
- (4) サービス区分繰入金明細書(会計基準別紙3[®]) は、拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3[®]) を作成しない為 省略する。
- 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	374, 918, 000	0	0	374, 918, 000
建物	335, 129, 792	2, 354, 550	24, 859, 111	312, 625, 231
合 計	710, 047, 792	2, 354, 550	24, 859, 111	687, 543, 231

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	954, 592, 569	641, 967, 338	312, 625, 231
小 計	954, 592, 569	641, 967, 338	312, 625, 231
その他の固定資産			
建物	5, 941, 805	3, 531, 353	2, 410, 452
構築物	91, 277, 720	54, 983, 642	36, 294, 078
機械及び装置	9, 072, 702	9, 038, 880	33, 822
車輌運搬具	13, 596, 035	13, 596, 028	7
器具及び備品	80, 180, 708	63, 862, 667	16, 318, 041
小 計	200, 068, 970	145, 012, 570	55, 056, 400
合 計	1, 154, 661, 539	786, 979, 908	367, 681, 631

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期 末残高	債権の当期末残高
事業未収金	61, 444, 419	0	61, 444, 419
合 計	61, 444, 419	0	61, 444, 419

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

補助金事業等収益明細書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 至誠会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別	交付金	額等合計の拠点区分ごと	の内訳
文刊団体及い文刊の目的	四刀	文刊並領	利用者からの収益	父刊並領守百司	積立金積立額	清風園		
サービス提供体制確保事業費補助金		14, 363, 000		14, 363, 000		14, 363, 000		
サービス提供体制確保事業費補助金	介	4, 290, 000		4, 290, 000		4, 290, 000		
物価高騰対策支援金	護事	220, 000		220, 000		220, 000		
介護職員処遇改善支援補助金	業	2, 707, 075		2, 707, 075		2, 707, 075		
区分小計		21, 580, 075	0	21, 580, 075	0	21, 580, 075	0	0
サービス提供体制確保事業費補助金		297, 000		297, 000	297, 000	297, 000		
地域医療介護総合確保基金事業費補助金	施	1, 265, 000		1, 265, 000	1, 265, 000	1, 265, 000		
新ぐんまチャレンジ支援金	設	400,000		400, 000	400,000	400,000		
				0				
区分小計		1, 962, 000	0	1, 962, 000	1, 962, 000	1, 962, 000	0	0
·				0				
				0				
区分小計		0	0	0	0	0	0	0
合計		23, 542, 075	0	23, 542, 075	1, 962, 000	23, 542, 075	0	0

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「○○事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

基本金明細書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 至誠会

					(単位:円)
	区分並びに組入れ及び	合計		各拠点区分ごとの内訳	
	取崩しの事由		清風園		
前年度	末残高	406, 265, 389	406, 265, 389	0	0
	第一号基本金	384, 531, 913	384, 531, 913		
	第二号基本金	11, 733, 476	11, 733, 476		
	第三号基本金	10,000,000	10, 000, 000		
	当期組入額				
		0			
第一		0			
号	計	0	0	0	0
基本	当期取崩額				
金金		0			
		0			
	計	0	0	0	0
	当期組入額				
		0			
第一		0			
号	計	0	0	0	0
基	当期取崩額				
第二号基本金		0			
-11.		0			
	計	0	0	0	0
	当期組入額				
		0			
第二		0			
号	計	0	0	0	0
第三号基本金	当期取崩額				
全		0			
		0			
	計	0	0	0	0
当期末	残高	406, 265, 389	406, 265, 389	0	0
	第一号基本金	384, 531, 913	384, 531, 913	0	0
	第二号基本金	11, 733, 476	11, 733, 476	0	0
	第三号基本金	10, 000, 000	10, 000, 000	0	0

- (注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合は、記載を省略 する
 - 2. ①第一号基本金とは、本文11(1)に規定する基本金をいう。
 - ②第二号基本金とは、本文11(2)に規定する基本金をいう。
 - ③第三号基本金とは、本文11(3)に規定する基本金をいう。
 - 3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない 法人では、合計額のみを記載するものとする。

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 至誠会

	T // 1/2001-14-1		補助金の種類				各拠点区分ごとの内訳	(平位・口)
	区分並びに積立て 及び取崩しの事由	国庫補助金	地方公共団体 補助金	その他の団体 からの補助金	合計	清風園		
	前期繰越額				235, 032, 975	235, 032, 975		
	建物付属設備		440, 275		440, 275	440, 275		
当期	器具及び備品		1, 521, 725		1, 521, 725	1, 521, 725		
期待					0	0		
積 立 額	その他の固定資産(有形固定資産)計		1, 962, 000		1, 962, 000	1, 962, 000		
額	その他の固定資産計		1, 962, 000		1, 962, 000	1, 962, 000		
	当期積立額合計	0	1, 962, 000	0	1, 962, 000	1, 962, 000	0	0
	サービス活動費用の控除項目として 計上する取崩額				17, 632, 612	17, 632, 612		
当 期 取	特別費用の控除項目として 計上する取崩額				0			
崩額					0			
	V #B #5 #5 △ ≥1.				17 (22 (12	17 (20 (10	0	0
	当期取崩額合計				17, 632, 612	17, 632, 612		0
	当期末残高				219, 362, 363	219, 362, 363	0	0

⁽注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の 取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄さ れた場合の取崩額を記入する(本文9参照)。

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 至誠会 拠点区分 清風園

	期首帳簿価額	(A)	当期増加額(B	3)	当期減価償却	額(C)	当期減少額(口))	期末帳簿価額 (E=A+B-C		減価償却累計	額(F)	期末取得原価	(G=E+F)	(単位∶円) 摘要
資産の種類及び名称		うち国庫補助 金等の額		うち国庫補助 金等の額		うち国庫補助 金等の額		うち国庫補助 金等の額		うち国庫補助 金等の額		うち国庫補助 金等の額		うち国庫補助 金等の額	
基本財産(有形固定資産)															
建物	313,410,239	232,576,914	1,474,000	0	21,052,182	16,723,852	0	0	293,832,057	215,853,062	585,650,683	490,788,090	879,482,740	706,641,152	
建物付属設備	21,719,553	478,251	880,550	440,275	3,806,929	118,881	0	0	18,793,174	799,645	56,316,655	9,750,630	75,109,829	10,550,275	
土地	374,918,000	0	0	0	0	0	0	0	374,918,000	0	0	0	374,918,000	0	
基本財産合計	710,047,792	233,055,165	2,354,550	440,275	24,859,111	16,842,733	0	0	687,543,231	216,652,707	641,967,338	500,538,720	1,329,510,569	717,191,427	
建物	2,104,174	0	450,000	0	143,722	0	0	0	2,410,452	0	3,531,353	0	5,941,805	0	
構築物	38,048,614	0	122,155	0	1,876,691	0	0	0	36,294,078	0	54,983,642	0	91,277,720	0	
機械及び装置	439,647	219,144	0	0	405,825	202,282	0	0	33,822	16,862	9,038,880	2,469,463	9,072,702	2,486,325	
車両及び運搬具	77,007	0	0	0	76,999	0	1	0	7	0	13,596,027	3,140,000	13,596,035	3,140,000	
器具及び備品	10,932,074	2,047,280	9,072,040	1,224,725	3,686,071	579,211	2	0	16,318,041	2,692,794	63,862,665	7,514,677	80,180,708	10,207,471	
その他の固定資産(有形固定資産)計	51,601,516	2,266,424	9,644,195	1,224,725	6,189,308	781,493	3	0	55,056,400	2,709,656	145,012,567	13,124,140	200,068,970	15,833,796	
その他の固定資産(無形固定資産)															
ソフトウェア	222,480	0	0	0	111,240	0	0	0	111,240	0	901,710	0	1,012,950	0	
 その他の固定資産(無形固定資産)計	222,480	n	0	0	111,240	n	n	n	111,240	n	901,710	0	1,012,950	0	
その他の固定資産計	51,823,996	2,266,424	9,644,195	1,224,725	6,300,548	781,493	3	0	55,167,640	2,709,656	145,914,277	13,124,140	201,081,920	15,833,796	
基本財産及びその他の固定資産計	761,871,788	235,321,589		1,665,000	31,159,659	17,624,226	3	0	742,710,871	219,362,363	787,881,615		1,530,592,489	733,025,223	
将来入金予定の償還補助金の額	. 0 1,0 7 1,7 00	0	11,000,710	0	01,100,000	0		0	, .2,, . 5,571	0		3.5,552,660	.,300,002,100	750,525,220	
差引	761,871,788	235,321,589	11,998,745	1,665,000	31,159,659	17,624,226	3	0	742,710,871	219,362,363					

- (注)1.「うち国庫補助金等の額」については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、国庫補助金取崩計算を行うものとする。 ただし、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の 「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、「差引」欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金残高と 一致することが確認できる。
 - 2. 「当期増加額」には減価償却控除前の増加額、「当期減少額」には当期減価償却額を控除した減少額を記載する。

引当金明細書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 至誠会

拠点区分 清風園

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当其	期減少額	期末残高	摘要	
行日	州目7天同	当规恒加银	目的使用 その他		别人/天同	洞女	
退職給付引当金	5, 279, 720	517, 664	202, 120	()	5, 595, 264		
賞与引当金	18, 799, 000	15, 840, 000	18, 799, 000	()	15, 840, 000		
		()		()	0		
計	24, 078, 720	16, 357, 664 (0)	19, 001, 120	0 0)	21, 435, 264		

(注)

- 1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。
- 2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。
- 3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、 退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は 当期減少額(その他)の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。

積立金・積立資産明細書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 至誠会

拠点区分 清風園

(単位:円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
修繕積立金	40, 002, 101	5, 000, 100		45, 002, 201	
				0	
				0	
				0	
計	40, 002, 101	5, 000, 100	0	45, 002, 201	

(単位:円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付引当資産	5, 279, 720	517, 664	202, 120	5, 595, 264	退職給付引当金に対応
修繕積立資産	40, 002, 101	5, 000, 100		45, 002, 201	
				0	
				0	
				0	
計	45, 281, 821	5, 517, 764	202, 120	50, 597, 465	

(注)

- 1. 積立金を計上せずに積立資産を積み立てる場合には、摘要欄にその理由を明記すること。
- 2. 退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てる場合及び長期預り金に対応して長期預り金積立資産を積み立てる場合には摘要欄にその旨を明記すること。